

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 3月 4日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規則第4号

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月 4日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規則第4号

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例 施行規則の一部を改正する規則

佐用町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則
(平成27年佐用町規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の特例)

- 4 第2条第2項の規定にかかわらず、令和8年4月1日から当分の間、満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は零とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。